

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和5年6月7日

分任契約担当官

陸上自衛隊善通寺駐屯地

第348会計隊長 下 託弥

1 工事概要

- (1) 工 事 名：善通寺（5）290号建物他照明器具等改修工事
- (2) 工事場所：香川県善通寺市南町2-1-1 陸上自衛隊善通寺駐屯地
- (3) 工事内容：本工事は、以下の工事を行うものである。
建築一式工事
電気設備工事
- (4) 工 期：契約締結日～令和6年1月31日（水）
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気工事」で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がC等級以上であること。
- (5) 平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、電気工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事

に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

ア 2級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を持つ者

イ 平成20年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 陸上自衛隊善通寺駐屯地が発注した「電気工事」のうち、令和2年度以降令和4年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (11) 中国四国防衛局管轄区域内（広島県、岡山県、山口県、島根県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県）に電気工事業の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (13) 情報保全に係る履行体制について、適正な体制を有すると確認できる者

3 入札手続等

(1) 担当部局

ア 入札手続きに関する事項

〒765-8502 香川県善通寺市南町2-1-1

陸上自衛隊善通寺駐屯地 第348会計隊契約班（担当：吉田）

TEL：0877-62-2311（内線2649）

FAX：0877-62-2315（直通）

イ 仕様書の内容に関する事項

陸上自衛隊善通寺駐屯地 業務隊管理科（担当：中井）

TEL：0877-62-2311（内線2337）

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和5年6月7日（水）から令和5年6月22日（木）まで（行政機関の休日に

関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時00分まで。（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

（1）の担当部局において交付を行う。交付を希望する場合は、事前に電話連絡を行うこと。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限：令和5年6月22日（木）午後17時00分

イ 提出方法：（1）に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限：令和5年7月13日（木）午後17時00分

イ 提出方法：（1）に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日 時：令和5年7月14日（金）午前11時00分

イ 場 所：陸上自衛隊善通寺駐屯地第348会計隊入札室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(3) 契約保証金免除。ただし、落札者は、銀行等又は保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付すものとする。

なお、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上とし落札者が契約を履行しない場合の違約金として取り扱うこととする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下

「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。

- (8) 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者等とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (10) 請負金額が300万円以上の場合、前金払保証書の寄託を条件として、落札者の申請に基づき、請負金額の10分の4以内(低入札価格調査を受けた者との契約については、請負金額の10分の2以内)で前金払の実施に応じる。
- (11) 契約書作成の要否
要。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。
- (13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (14) 代表者以外での入札については入札までに委任状を提出すること(様式随意)
- (15) 詳細は、入札説明書による。

仕 様 書

1 工事名称 善通寺（5）290号建物他照明器具等改修工事

2 工事場所 香川県善通寺市南町2-1-1 陸上自衛隊善通寺駐屯地

3 契約期間 契約締結日 ～ 令和6年3月29日まで

4 工事概要 一式

(1) 建築工事 一式

(2) 電気設備工事 一式

5 一般事項

(1) 本工事は、本仕様書、図面及び公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に基づき施工する。施工に際し仕様書及び図面に疑義を生じた場合は、監督官と協議し指示に従って作業を実施する。また、軽微な変更については請負金額の変更はしないものとする。

また、LED照明器具の施工についてはメーカー仕様によるものとする。

(2) 受注者は、工事日を監督官と調整のうえ、了解を得たのち工事を実施するものとする。

(3) 受注者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施するものとする。項目は、工事前・工事中・隠蔽部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とするものとする。また写真は、工事完了後速やかに整理し提出するものとする。

(4) 本工事は受注者の責任とし、工事に際し、破損及び損傷した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧するものとする。

(5) 本工事実施に際し、受注者は工事現場の条件を工事関係者に十分把握させると共に、作業員に対して安全教育を実施し、安全な工事方法の確認及び安全点検を確実に実施するものとする。

(6) 喫煙は所定の位置で行い、工事中及び歩行しながらの喫煙を禁止するものとする。また、工事場所以外への立ち入りを禁止するものとする。工事の都合によりやむを得ず立ち入る場合は監督官と協議し、部隊側立ち会いのものと立ち入るものとする。

(7) 施設からの電気・給水は原則として使用させないものとする。ただし、監督官と協議し、使用する場合はメーター等を設置し、部隊側算定に基づき有償とするものとする。

(8) 本工事で発生した金属類については、種類別に整理し、発生材調書とともに官側に引継ぐものとする。その他については、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法令等に基づき、受注者の責任において適正に処分するものとする。処分に際し、マニフェストE票の写し、産業廃棄物処分業許可証の写しを一部監督官へ提出するものとする。

6 特記事項

(1) 建築工事

ア 仮設工事

(ア) 内部足場については、脚立足場階高4m以下とし、それ以上の工事については監督官の許可を得た方法で足場を計画するものとする。

(イ) 室内の工事においては必要な養生は適切に行うものとする。

(2) 電気設備工事

ア 照明機器

(ア) 新設する照明器具については、別紙第1～7に記載する同等品以上とする。

(イ) 撤去する照明器具については、別紙第1～7に記載する器具とする。

(ウ) 撤去・新設する照明器具の台数については、別紙第1～7に記載する数量とする。

(エ) 新設する照明器具の寸切りについては、既存使用とするが施工に問題が発生する箇所においては請負業者で施工するものとする。

イ 外灯

(ア) 新設する外灯と既設のボールの接続部分についてはメーカー使用とする。

(イ) 新設外灯に不要となる安定器については撤去するものとする。

(ウ) 290号建物周辺で施工するローボールライトに必要な基礎工事については、メーカーの指定する規格の工事を実施するものとする。

(エ) 新設する道路灯具の接続金物はSUSを使用するものとする。

(3) 共通事項

ア 品質管理

本工事に使用する材料はすべて新品とし、規格・品質等が示されていないものについては承認等を提出し、監督官の承認を得てから使用するものとする。また、特記事項にないものは、JIS規格及び各種協会規格に合致したものを使用するものとする。

イ 工事時間

工事時間は、午前8時30分から午後5時までとするものとする。なお、事前に監督官と調整し了承を得た場合はこの限りではないものとする。

ウ 施工管理

(ア) 施工期間中は、作業員以外の立入可能性が高いため、十分に注意し施工するものとする。

(イ) 請負業者は、施工体制台帳及び施工体系図（建設業法第24条の7）を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し（下請負人共）を監督官に提出するものとする。

エ 完成検査

工事完了後、検査官の検査を受け合格をもって完了とする。手直し事項が生じた場合は、手直し完了後再検査を受け、合格をもって完了とする。なお、隠蔽部については、現地又は写真により確認するものとする。

(4) 提出書類

(ア) 工程表

(イ) 現場代理人等指名・変更通知書

(ウ) 現場代理人略歴書

(エ) 着工通知書

(オ) 使用材料搬入報告書

(カ) 使用材料承認図

(キ) 工事写真

(ク) 工事日誌

(ケ) 完成通知書

(コ) 発生材引継書

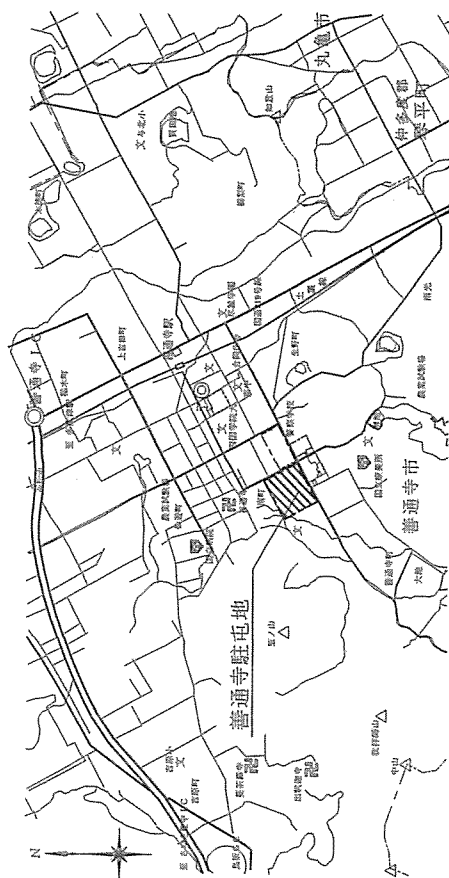
(サ) マニフェストE票写し

(シ) 産業廃棄物収集運搬許可書写し

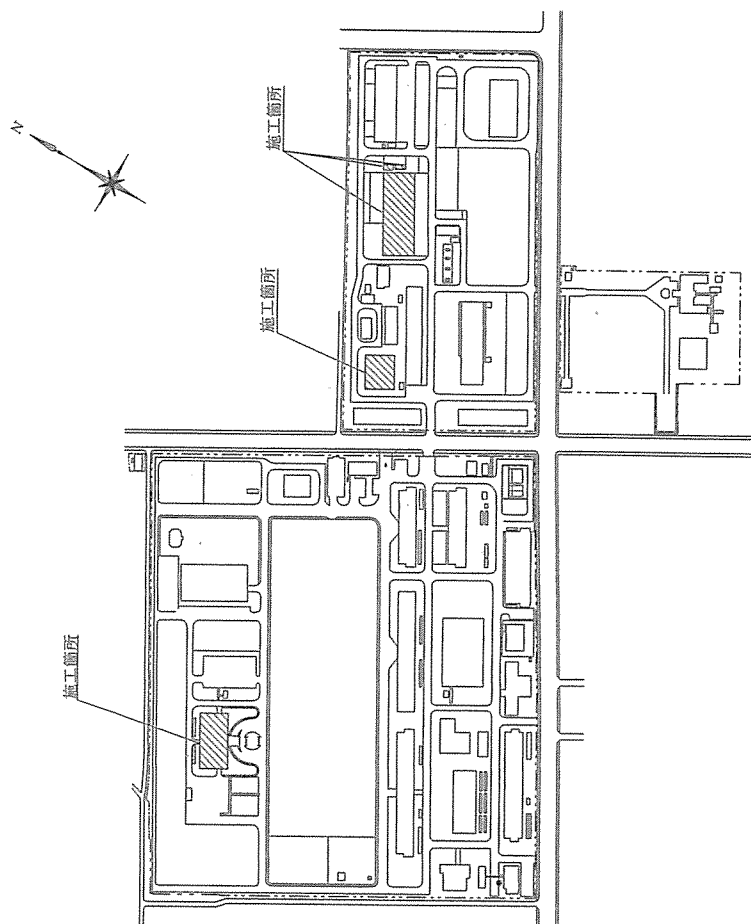
(ス) 施工体制台帳及び施工体系図

(セ) その他監督が指示する書類

件 名	善通寺（5）290号建物他照明器具等改修工事
種 別	共 通
縮 尺	図 番
	2 / 1 4

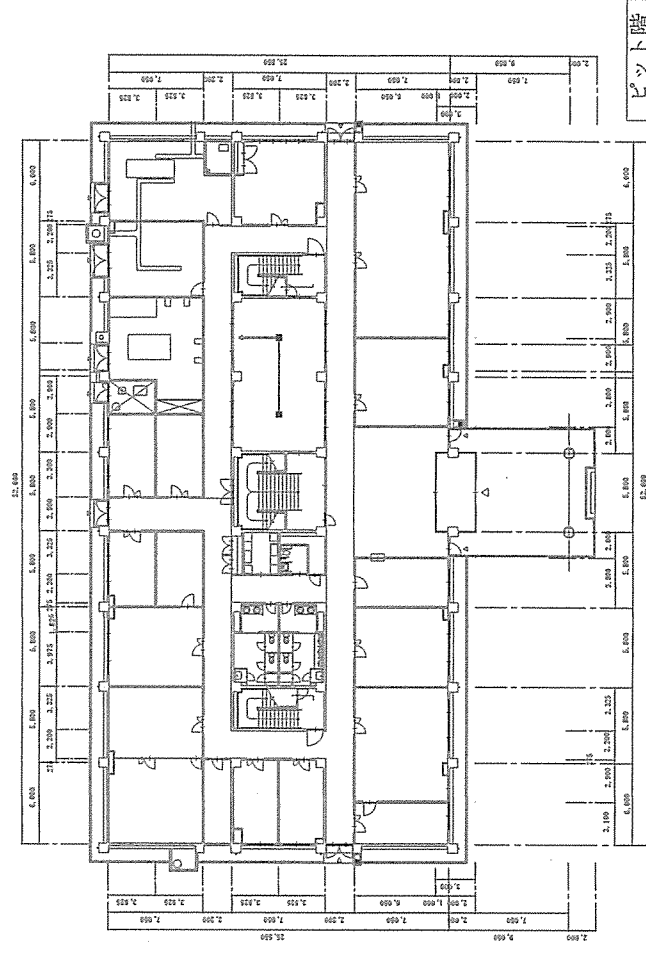
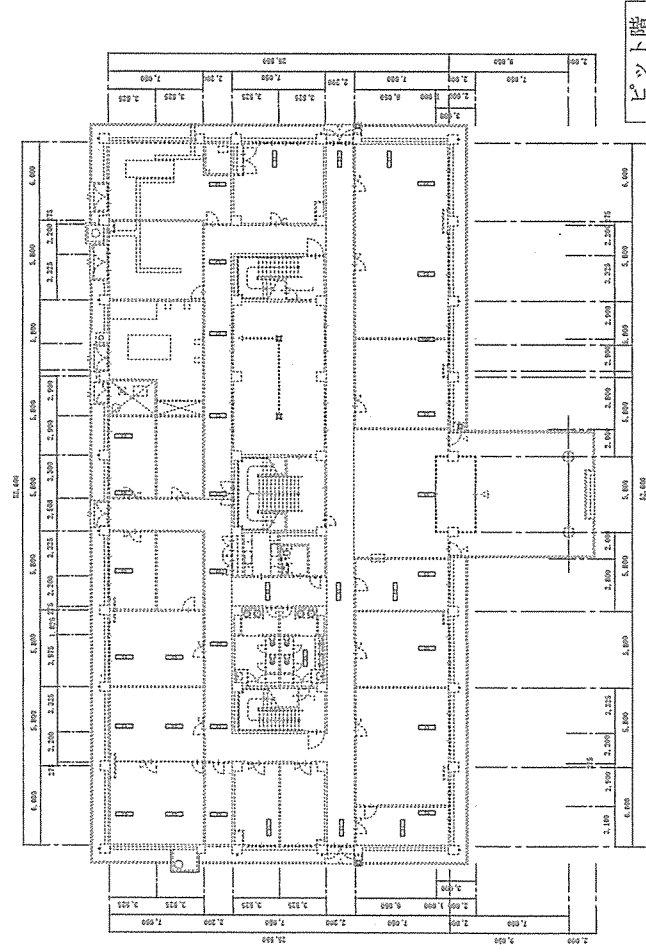


案内図 S=NS

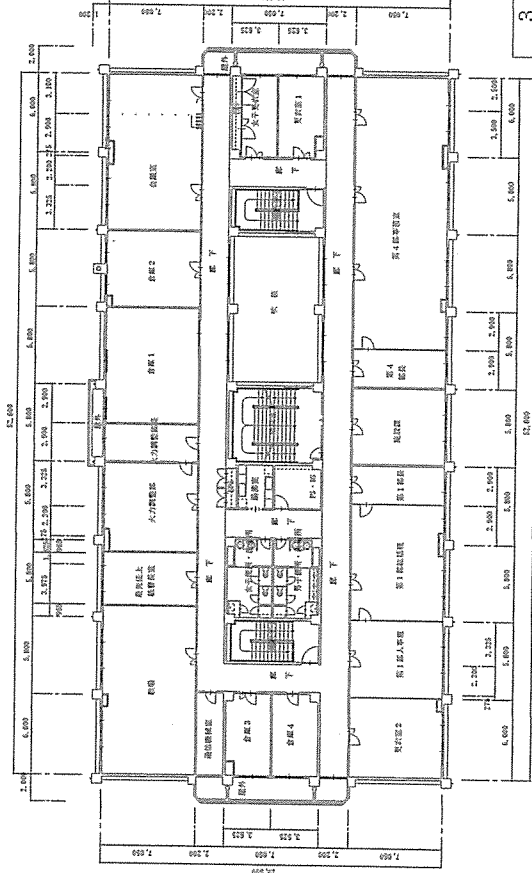
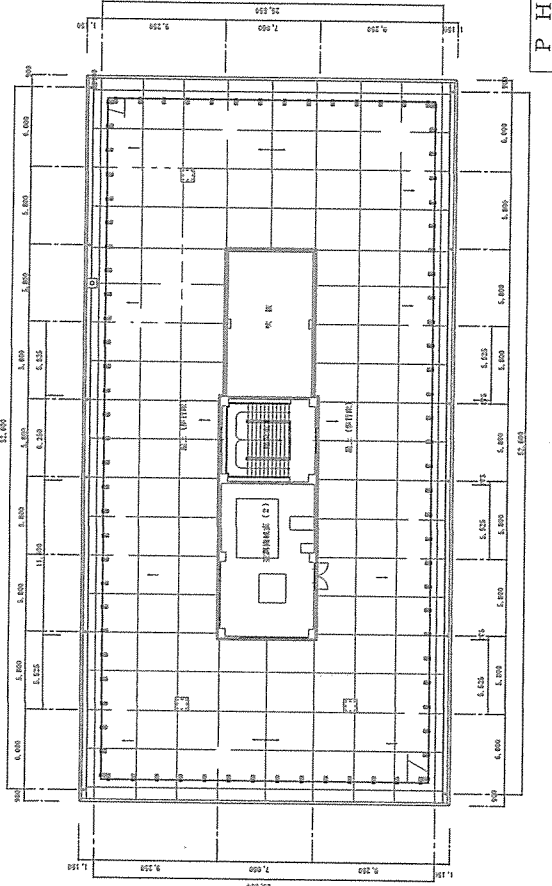
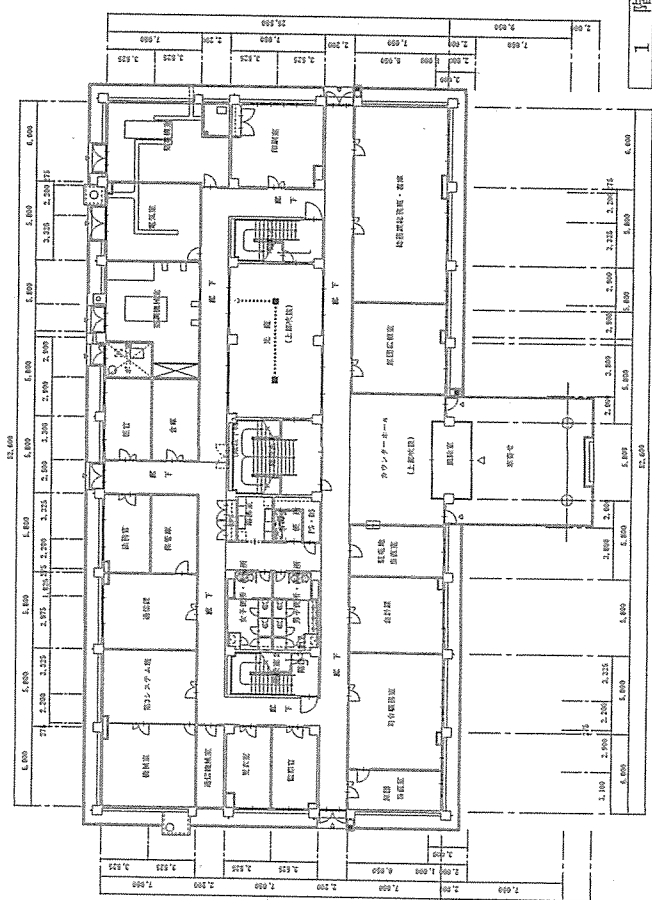
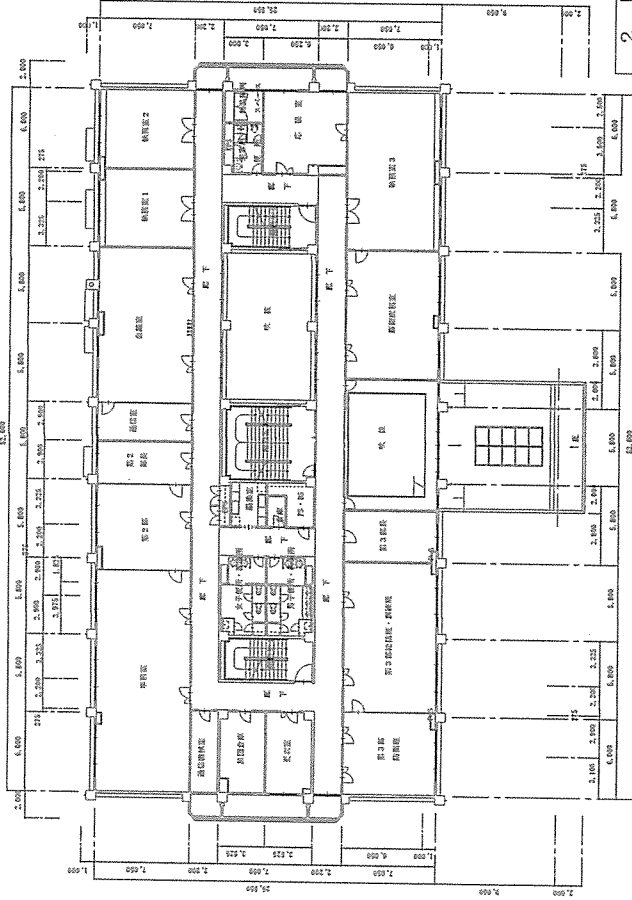


善通寺駐屯地配置図 S=NS

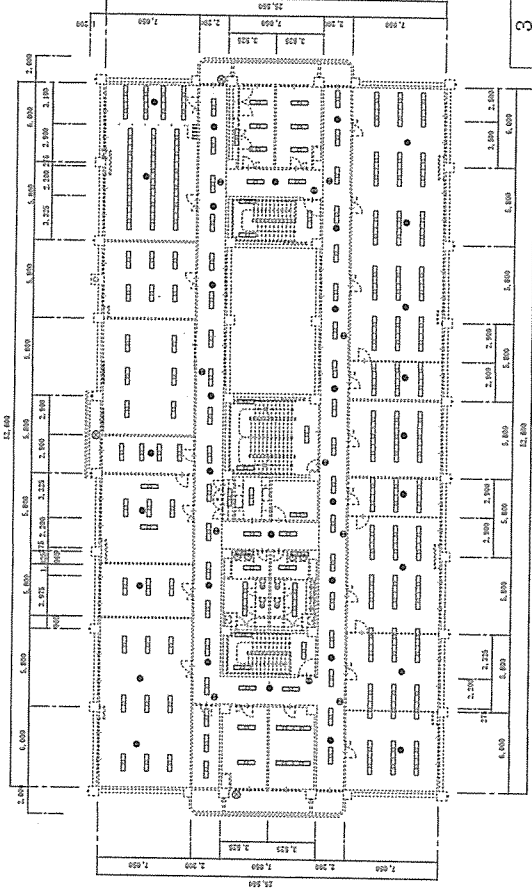
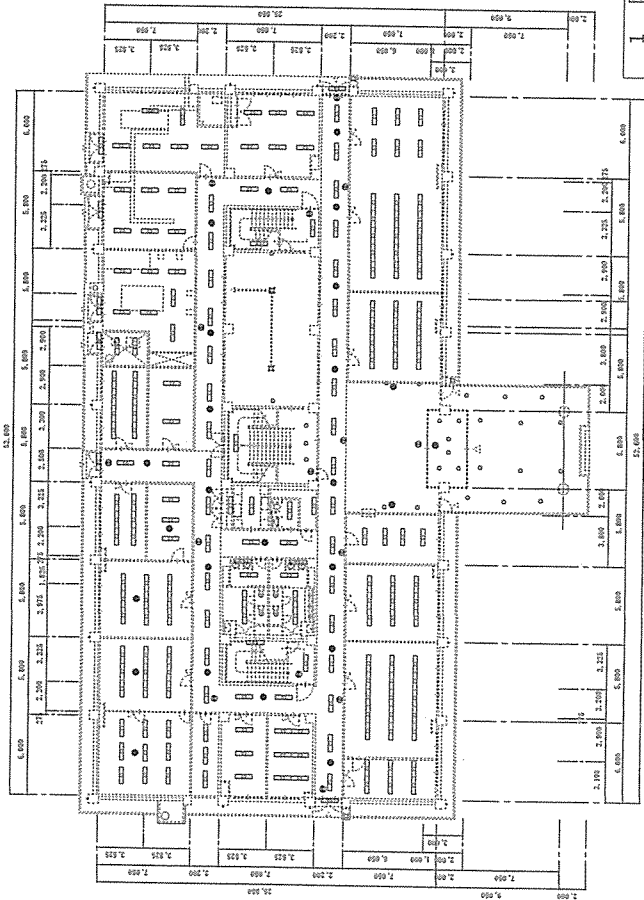
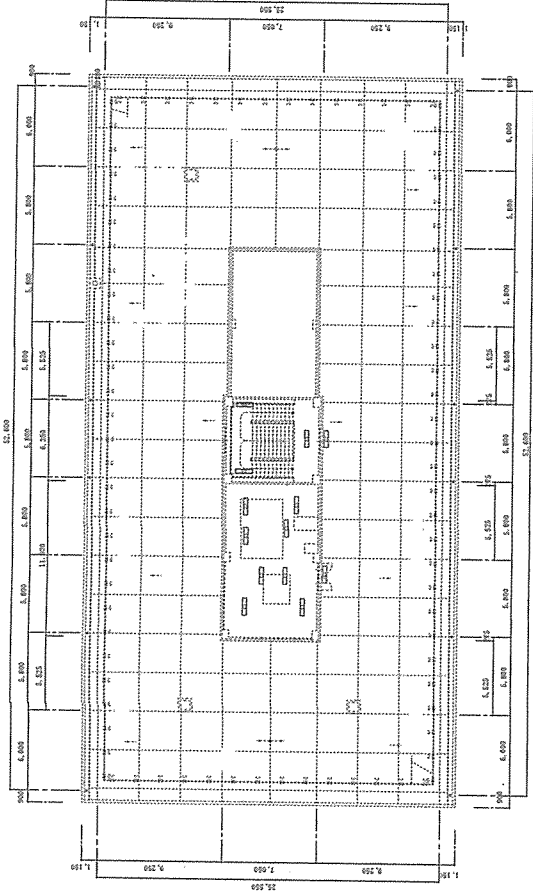
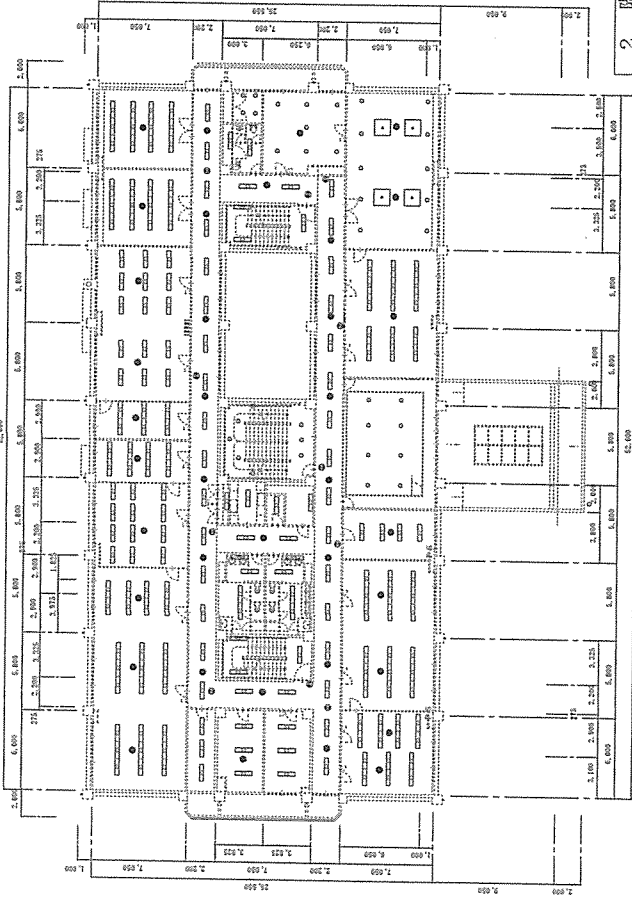
件名	善通寺 (5) 290号建物他照明器具等改修工事		
種別	共通	仕様書	
縮尺		図番	3/14



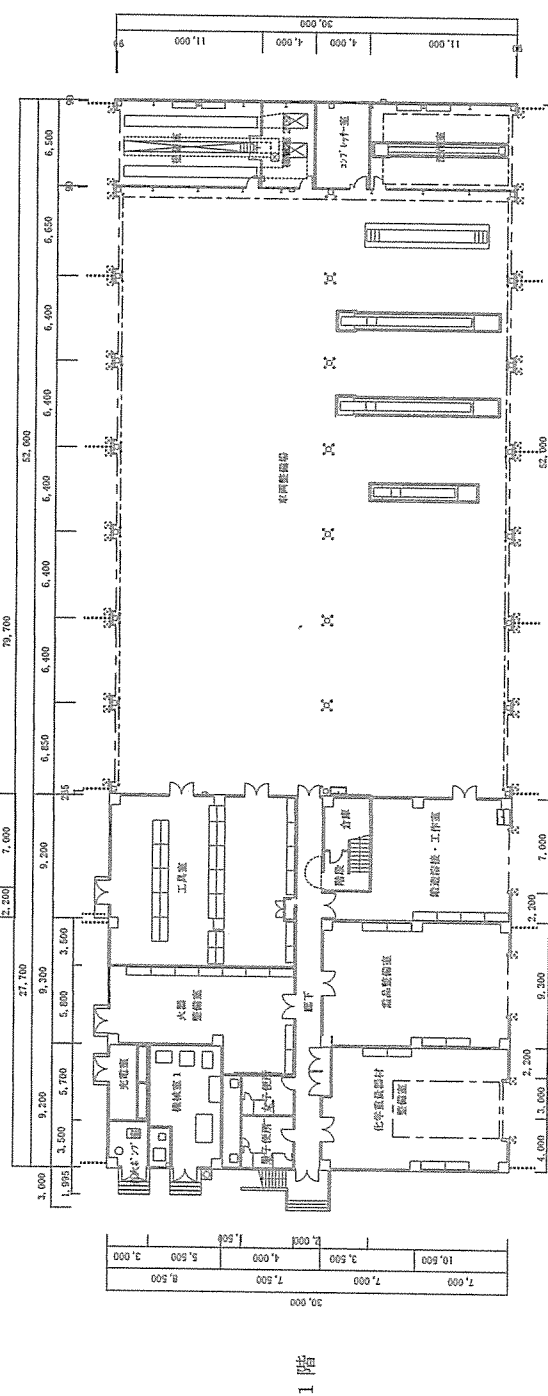
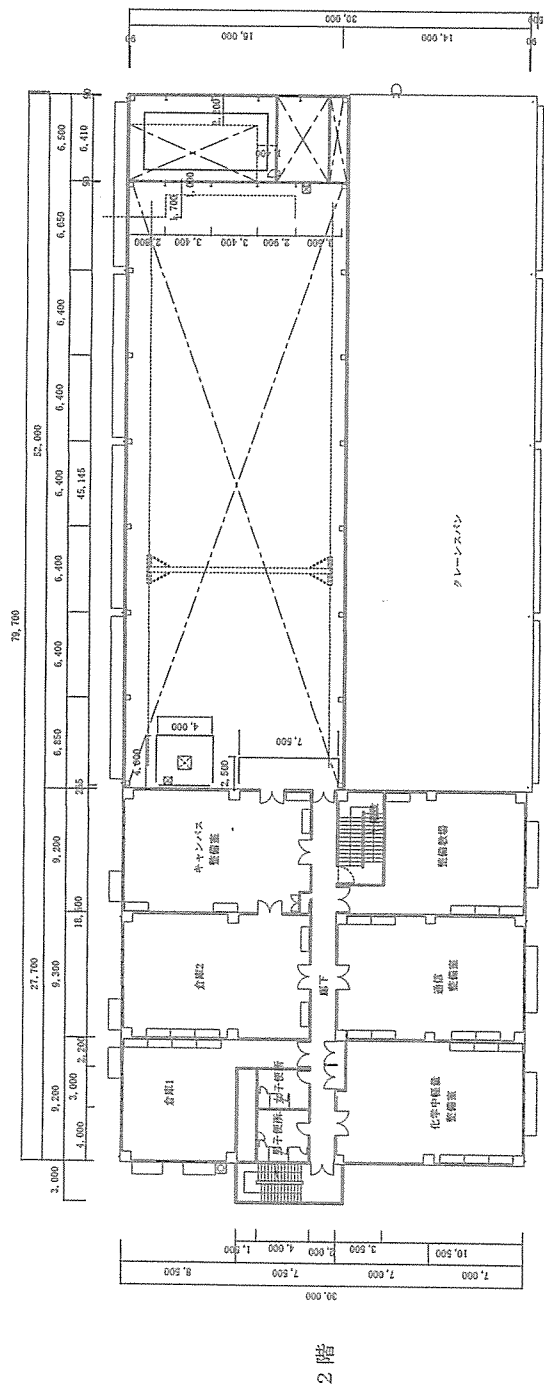
件名	善通寺 (5) 290号建物他照明器具等改修工事		
種別	建築・電気	290号建物平面図	
縮尺	S=1/400	図番	4 / 14



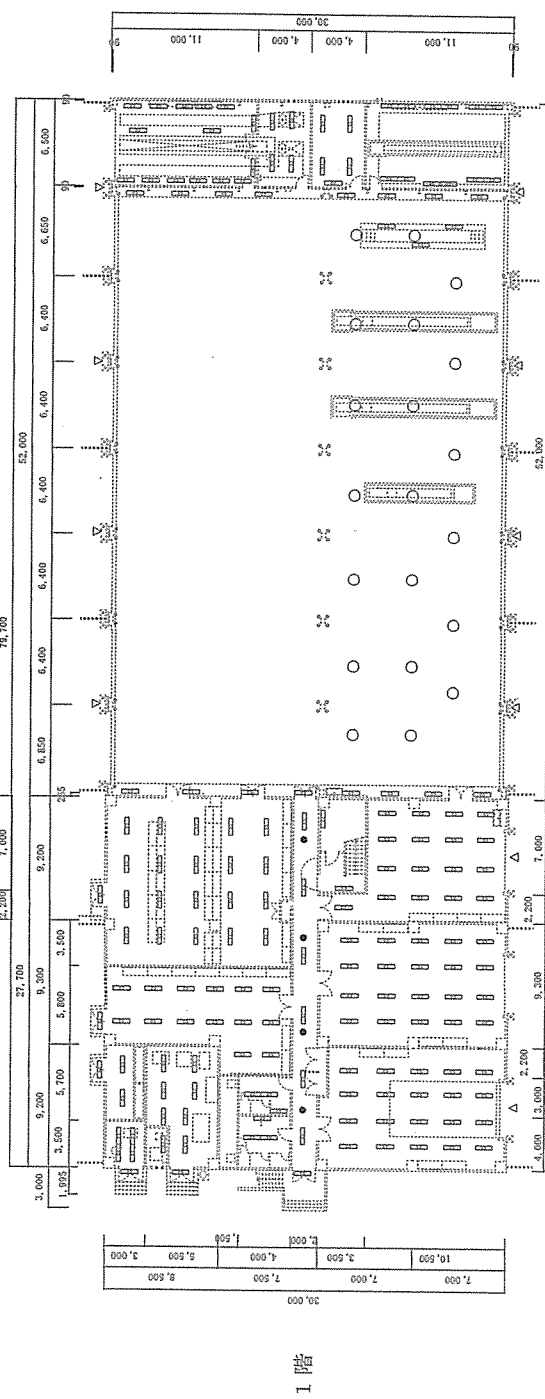
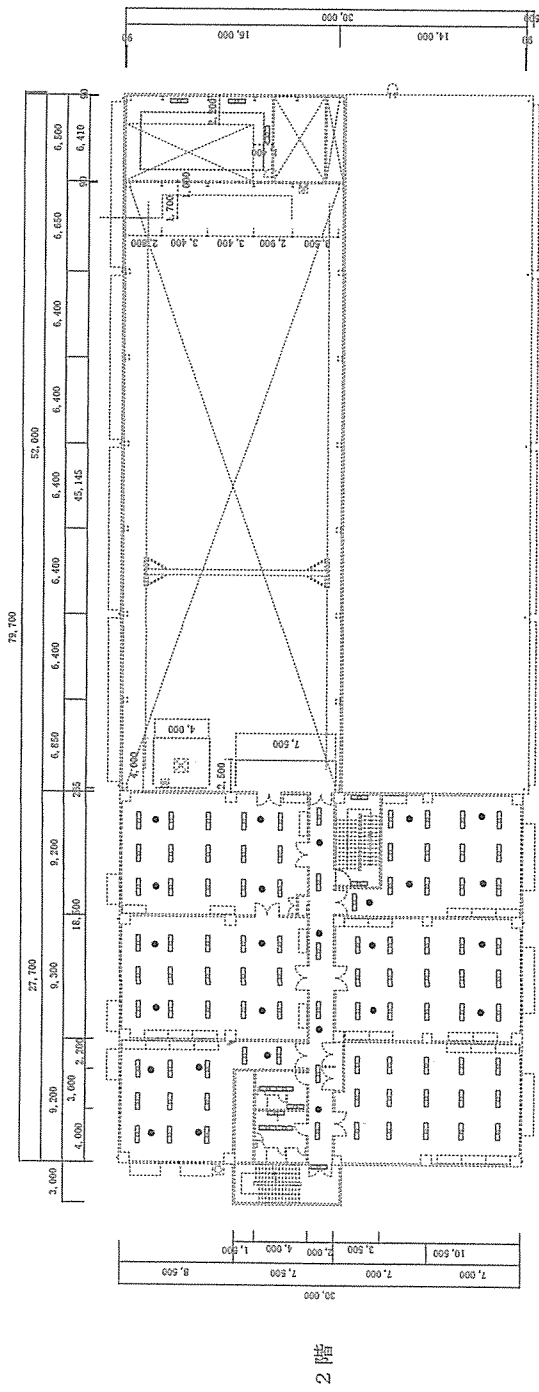
件 名	普通寺 (5) 290号建物他照器具等改修工事
種 別	建築・電気 290号建物平面図 (部屋名)
縮 尺	S=1/400
図 番	5 / 14



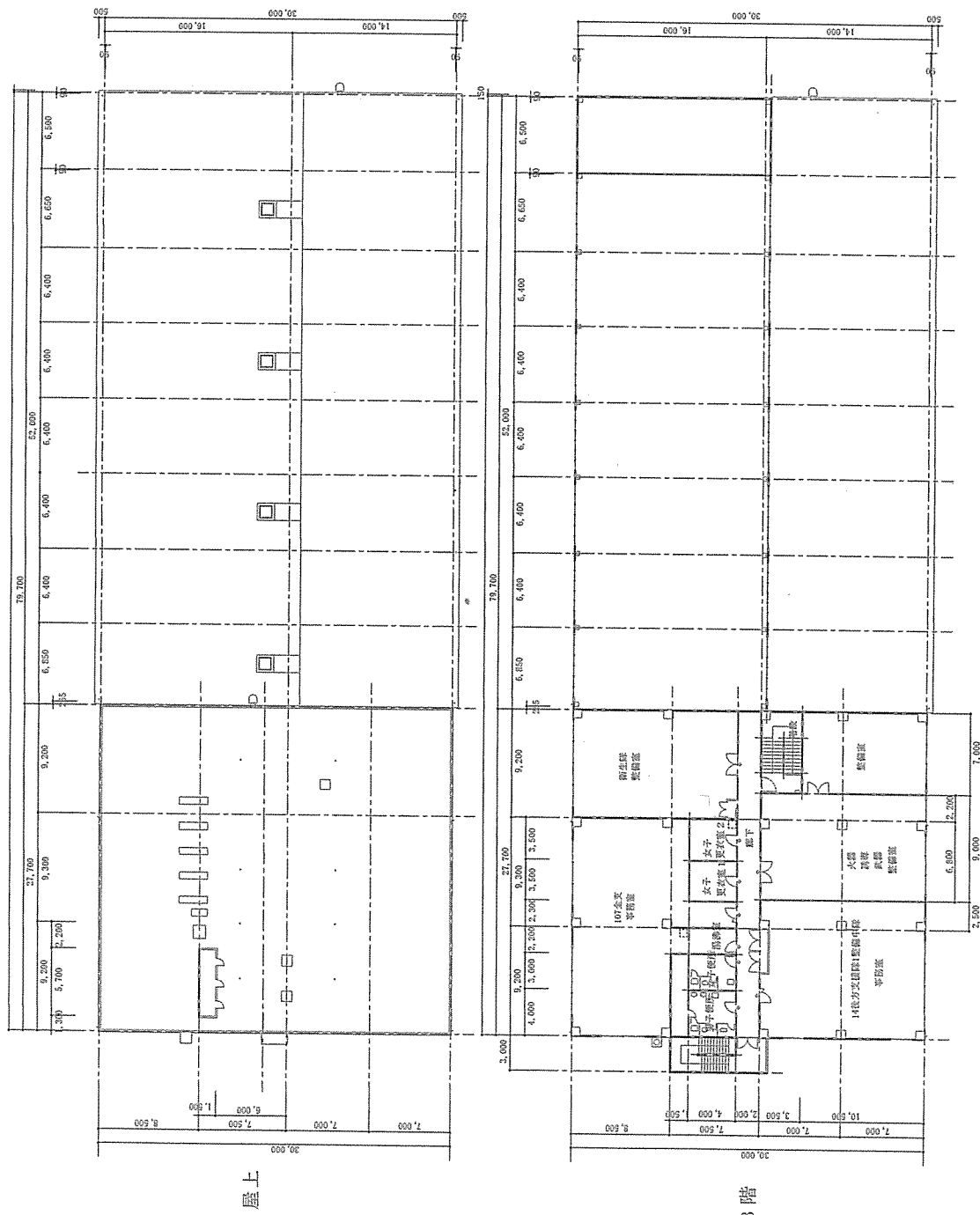
件名	普通寺 (5) 290号建物他照明器具等改修工事
種別	建築・電気 290号建物平面図 (照明配置)
縮尺	S=1/400
図番	6 / 14



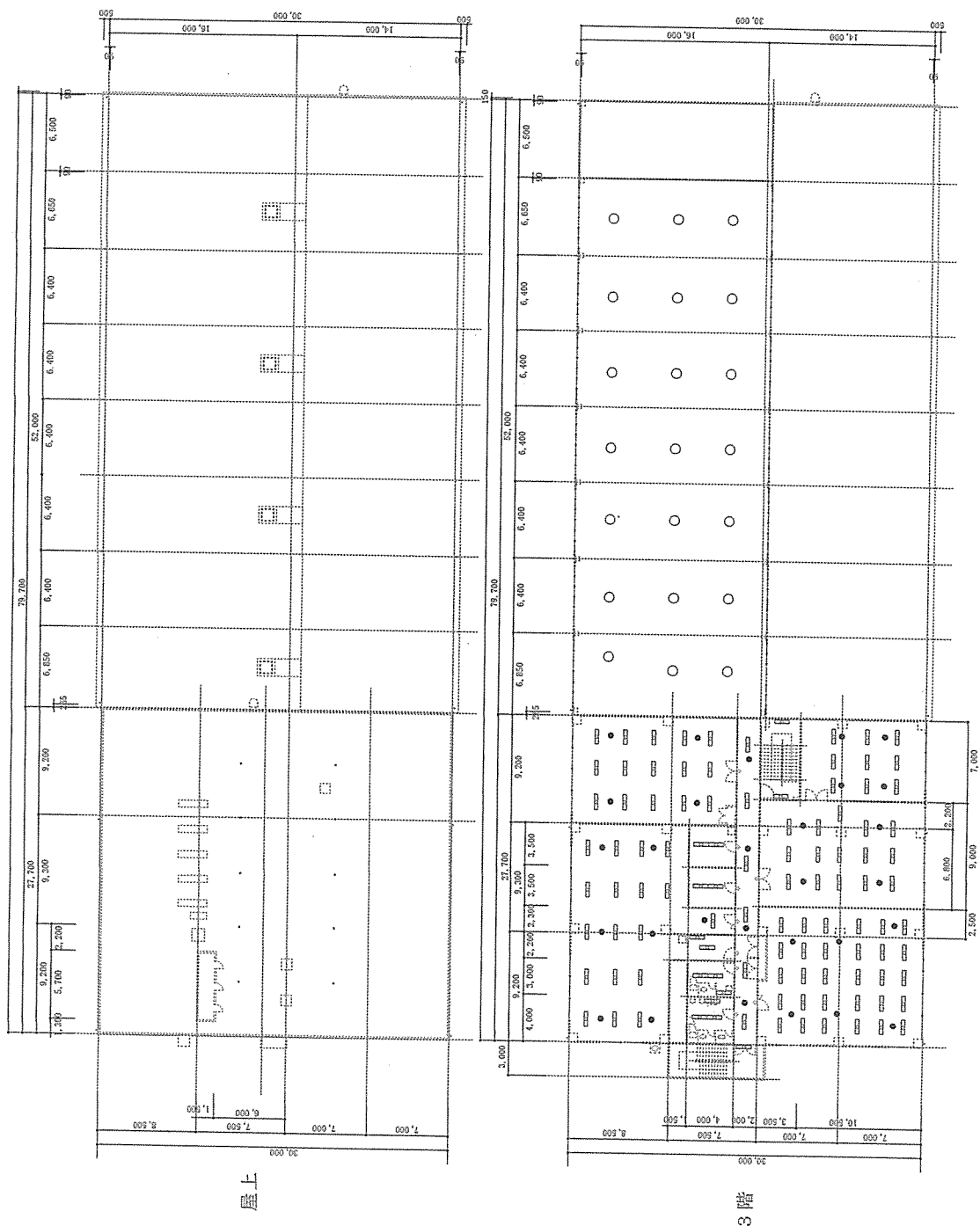
件名	善通寺 (5) 290号建物他照明器具等改修工事		
種別	建築・電気	285号建物平面図 (部屋名)	
縮尺	S=1/400	図番	7 / 14



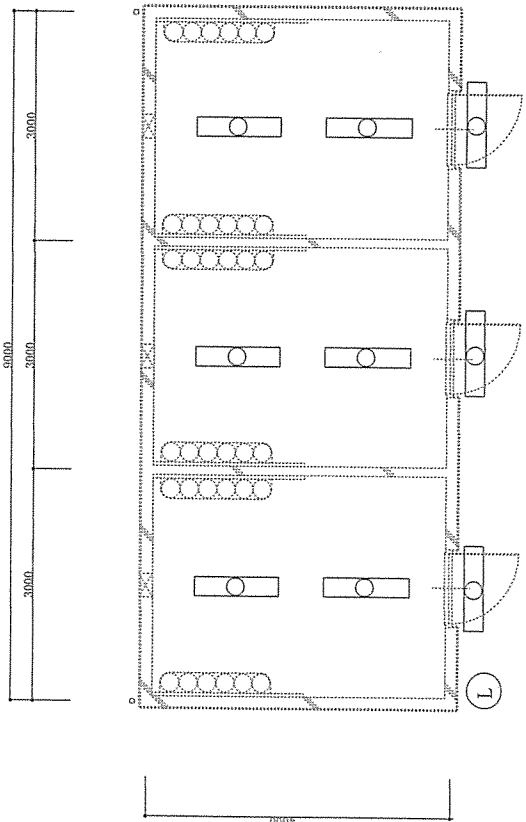
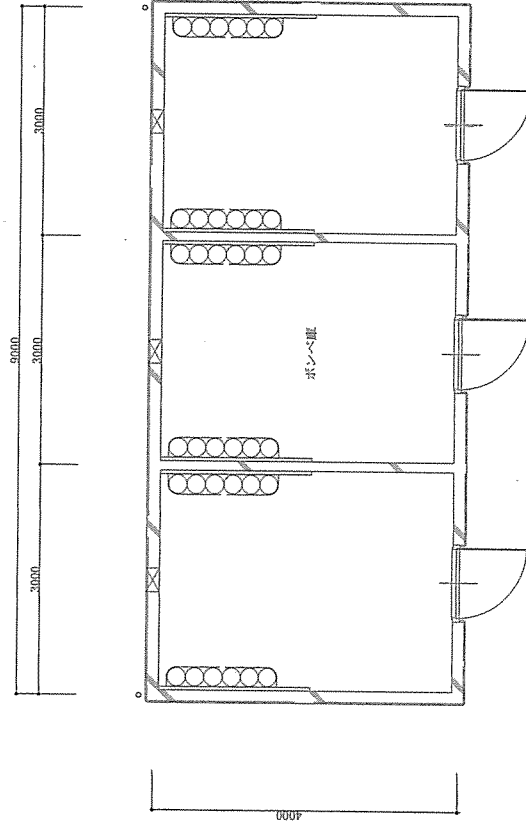
件名	善通寺 (5) 290号建物他照明器具等改修工事
種別	建築・電気
縮尺	285号建物平面図 (照明配置)
	S=1/400
	図番 8/14



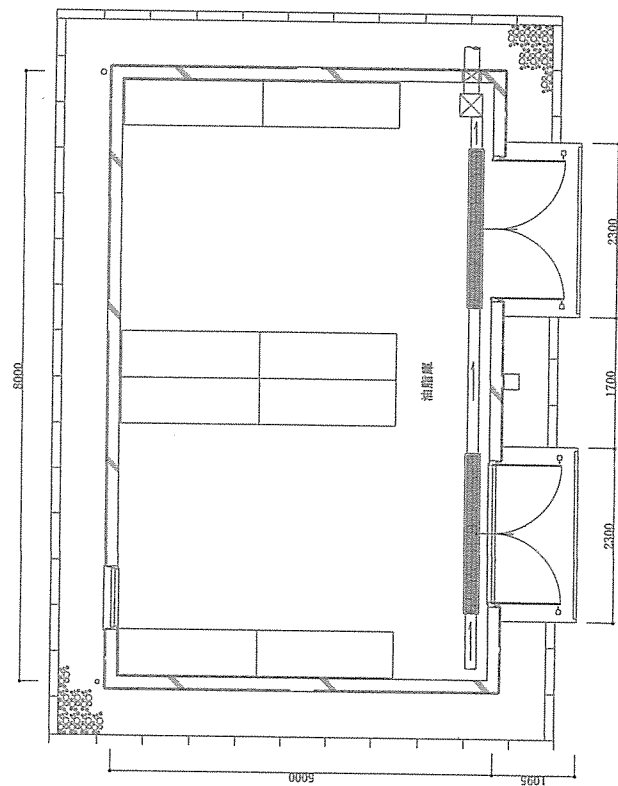
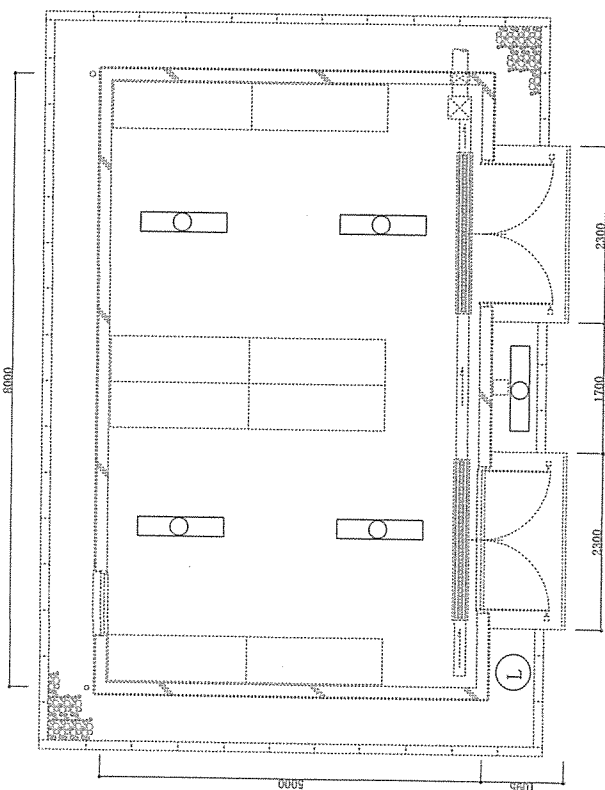
件名	普通寺 (5) 290号建物他照明器具等改修工事
種別	建築・電気
縮尺	S=1/400
図番	9 / 14



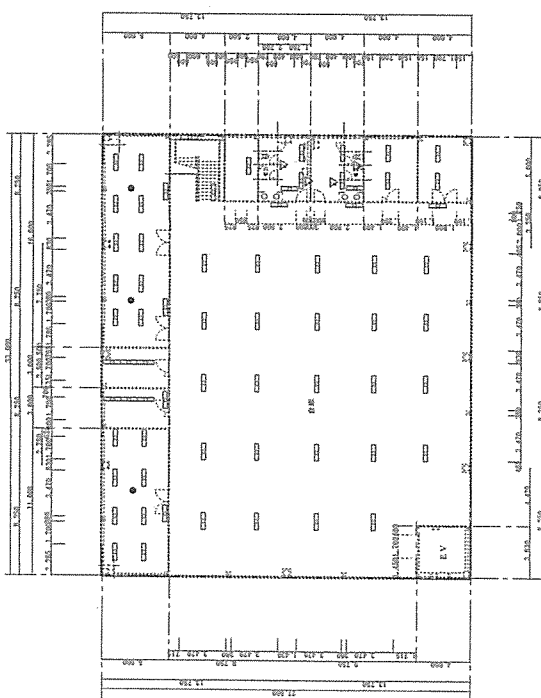
作 名	善通寺 (5) 290号建物他照明器具等改修工事
種 別	建築・電気 285号建物平面図 (照明配置)
縮 尺	S=1/400 図 番 10/14



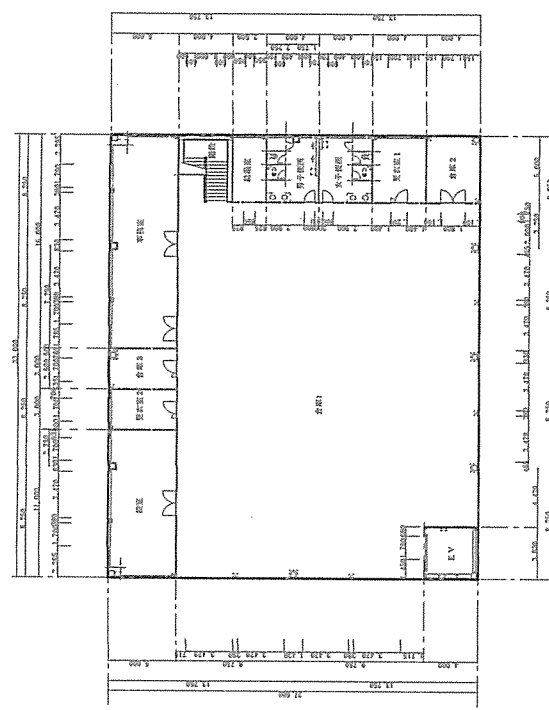
件名	普通寺 (5) 290号建物他照明器具等改修工事		
種別	建築・電気	287号建物平面図	
縮尺	S=1/70	図番	11/14



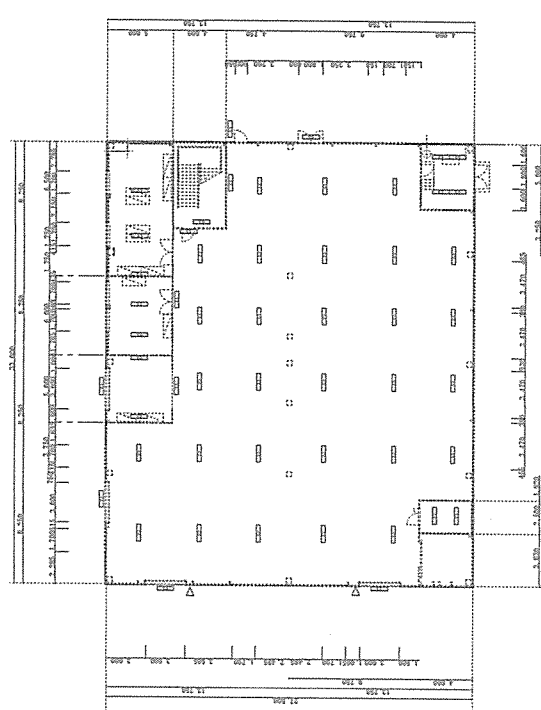
件名	普通寺 (5) 290号建物他照明器具等改修工事
種別	建築・電気 286号建物平面図
縮尺	S=1/70
図番	12/14



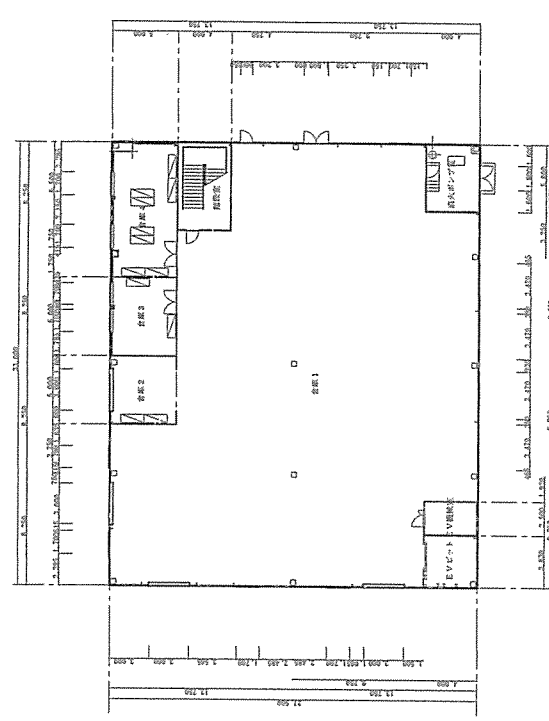
2階



2階

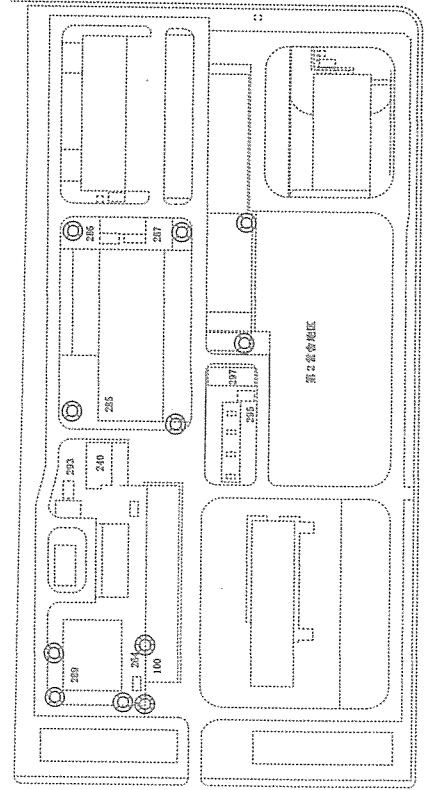
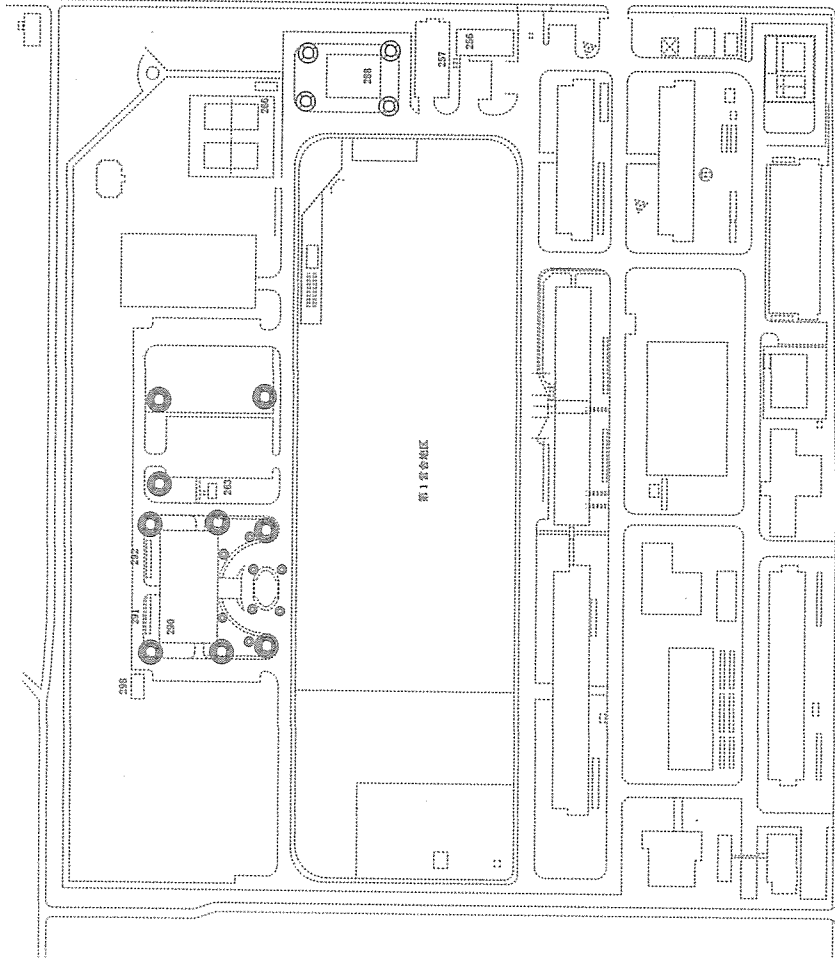


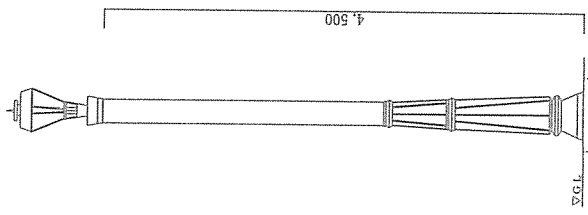
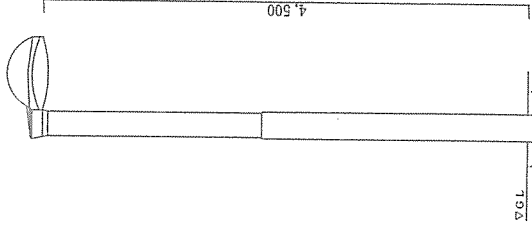
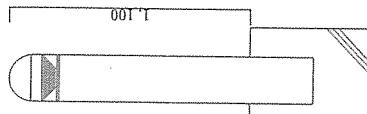
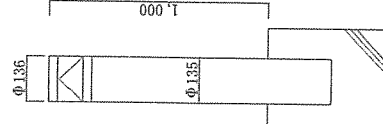
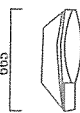
1階



1階

件名	普通寺 (5) 290号建物他照明器具等改修工事
種別	建築・電気 289号建物平面図
縮尺	S=1/400
図番	13 / 14



撤去屋外灯図	◎	撤去屋外灯図	○	ローポールライト
				撤去道路灯具図  ※接続金物既設利用不可 撤去図 ※基礎撤去 新設図 ※新設基礎 メーカー指定 規格で施工